

恵庭市中島公園管理棟改修事業

(設計・施工一括発注方式)

公募型プロポーザル募集要項

令和 6 年 5 月

恵庭市

I 要旨

この「恵庭市中島公園管理棟改修事業（設計・施工一括発注方式）公募型プロポーザル募集要項」（以下「募集要項」という。）は、恵庭市（以下「発注者」という。）が「恵庭市中島公園管理棟改修事業（設計・施工一括発注方式）」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、本事業に最適な候補者を特定するために必要な事項を定めるものである。

II 事業概要

1. 事業名称

恵庭市中島公園管理棟改修事業（設計・施工一括発注方式）

2. 事業の対象

本事業を実施する事業者は、VIII-2 に示す恵庭市中島公園管理棟（以下「管理棟」という。）を本事業の対象として、建築改修工事を実施する。

3. 施設所管課等

恵庭市建設部公園緑地課 ※指定管理者：恵庭まちづくり協同組合

4. 事業目的

本事業は、老朽化した対象施設の長寿命化、バリアフリー化および多機能化を目的とした改修を実施することにより、施設利用者にとって魅力的で快適な環境を提供することを目的とする。

5. 事業方式

本事業は、民間の技術、創意工夫により、コスト縮減、工期短縮を図るため、公募型プロポーザル方式により幅広く提案を求める。

最も優れた提案を行った者を優先交渉者として発注者との建築改修設計委託業務の契約を締結した上で、プロポーザル提案の内容に基づく設計作業を進め、設計内容や工期、コストなどについて双方の合意が得られた場合は、工事監理を含む工事請負契約を締結する、設計、施工、工事監理からなる「設計・施工一括発注方式」により実施する。

6. 提案上限額

提案上限額は、33,610 千円（税抜）とする。

7. 事業期間等

本事業は、次のスケジュールで行う。

(1) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日から、令和 7 年 2 月 28 日（金）までとする。

(2) 契約締結

改修設計委託業務契約 令和 6 年 6 月中旬（予定）

改修工事契約 令和 6 年 8 月下旬（予定）

8. 事業内容

本事業の対象となる業務内容は次のとおりとする。

(1) 設計業務

①設計のための事前調査業務

②施工に係る設計業務

なお、発注者から貸与する資料は要求水準書 I-7 のとおり。

③その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査等。）

なお、調整業務には指定管理者との調整を含む。

(2) 改修工事

①施工のための事前調査

②改修工事（改修工事には、一切の工事を含む。）

③その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には指定管理者との調整を含む。）

(3) 工事監理業務

①施工に係る工事監理業務

②その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務では指定管理者との調整を含む。）

Ⅲ 応募に関する条件等

1. 事業者の備えるべき参加資格要件

事業者は、次に規定する参加資格要件を参加表明受付締切日に満たしていなければならず、当該要件を満たしていない事業者の参加は認めない。

また、参加表明書等の書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

(1) 事業者の構成等

①事業者は、発注者の求める性能を備えた本施設の設計、施工および工事監理業務を行うことができる企画力、資力、信用、技術的能力および実績を有する複数の企業により構成された特定建設共同企業体（以下、「共同企業体」という。）とする。

②事業者は、本施設の設計を行うもの（以下、「設計企業」という。）、本施設の工事監理を行うもの（以下、「工事監理企業」という。）、および本施設を建設するもの（以下、「建設企業」という。）により構成されるものとする。

なお、一社が各々の業務を兼ねて実施することは差し支えない。

③一共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として同時に本プロポーザルに参加することはできない。

(2) 共同企業体の要件等

共同企業体は、次に掲げる要件を満たすこと。

①共同企業体の構成員の数は4社以内とする。

②一共同企業体の構成員のいずれかと資本面において関係のある者、もしくは人事面で関係のある者が、他の共同企業体の構成員でない。

注)「資本面において関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、または企業の出資の総額の100分の50を超える出資をしているものをいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいい、以下においても同様とする。

③共同企業体のうち、中心的役割を担う者で施工能力の大きい者を代表企業とし、参加資格審査における提出書類にて明らかにすること。

④代表企業は、本プロポーザルへの応募手続きや優先交渉権者となった場合の契約協議など発注者との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成員の債務すべてについて責任を負うものとする。

(3) 事業者の参加資格要件

①共通資格要件

参加各社は、それぞれ次に掲げるア～オの資格要件を満たすこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 第 1 項および第 2 項の規定に該当する者でないこと。
- イ 経営状態が不健全であると認められる者でないこと。但し、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により更生手続開始の申立てをしたものおよび更生手続開始の申立てをなされた者にあつては裁判所の更生計画の認可の決定を受けた後「競争入札参加資格再審査申請」を提出し受理された者を、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の申立てをした者および再生手続開始の申立てをなされた者にあつては裁判所の再生計画の認可の決定を受けた後「競争入札参加資格再審査申請」を提出し受理された者を除く。
- ウ 恵庭市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、または同条第 4 号に規定する暴力団関係事業者ではないこと。
- エ 恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 21 年 1 月 15 日実施）の規定による指名停止期間中でないこと。
- オ 市税の滞納が無いこと。

②設計企業の資格要件

設計企業は、次に掲げるア～ウの資格要件を満たすこと。

- ア 石狩管内に本社または支店、出張所等を有し、恵庭市競争入札参加資格者として「設計部門」で登録され、1 級建築士事務所登録業者であり、過去 10 年間において、石狩管内で、同種または類似業務の元請実績を有している事業者であること。
- イ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ウ 一次審査資料の提出期限の日から優先交渉権者の決定の時までの期間に、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定に基づく事務所の閉鎖の処分を受けていないこと。
- エ 参加表明書の受付日から起算して過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、別添「要求水準書」の II - 1 - (2) を満たす者を管理技術者として配置できること。

③工事監理企業の資格要件

工事監理企業は、次に掲げるア～ウの資格要件を満たすこと。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 一次審査資料の提出期限の日から優先交渉権者の決定の時までの期間に、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定に基づく事務所の閉鎖の処分を受けていないこと。

ウ 参加表明書の受付日から起算して過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある管理技術者を配置できること。

④建設企業の資格要件

建設企業は、次に掲げるア、イの資格要件を満たすこと。

ア 恵庭市内に本社または支店、出張所等（ただし、恵庭市内での事業所登録を 1 年以上有すること。）を有し、恵庭市競争入札参加資格者として建築一式工事で登録されている事業者であること。

イ 参加表明書の提出日において、参加者の組織と 3 か月以上の直接的な雇用関係があり、別添「要求水準書」の IV-1-(2)を満たす者を監理技術者および現場代理人として配置できること。

⑤その他選定、対象業務等の実施に際して適正さが阻害される事項がないこと。

(4) 事業者が参加資格確認日から優先交渉者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該事業者としての参加資格を取り消す。

2. 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

事業者は、参加表明書等の提出をもって、募集説明書等（募集要項の他に「要求水準書（別紙 1「優先交渉者決定基準」、別紙 2「様式集」を含む。）の記載内容を承諾したものとする。

(2) 費用負担

今回のプロポーザル参加に関し、必要な一切の費用は事業者の負担とし、発注者は一切負担しない。

(3) 提出書類の取扱い・著作権

①著作権

提出書類の著作権は、事業者に帰属するものとする。ただし、発注者が恵庭市情報公開条例（平成6年条例第18号）に基づき応募内容を公表する場合、その他発注者が必要と認めるときには、発注者は、提出書類の全部または一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった事業者の提案については、発注者による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

②特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として事業者が負うこととする。

(4) 発注者からの提示資料の取扱い

発注者が提供する資料は、募集参加に際しての検討以外の目的で使用することはない。

(5) 事業者の複数提案の禁止

事業者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替えおよび再提出は、原則として認めない。

(7) 使用言語、単位および時刻

応募参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

3. スケジュール

事業者の募集および選定は、次のスケジュールにより行う。

なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに恵庭市ホームページで公表する。

表：事業スケジュール

日時	内容
令和6年5月1日(水)	募集要項等の掲載開始
令和6年5月10日(金) 12:00 まで	募集要項等質疑の締切
令和6年5月15日(水)	質疑への回答
令和6年5月17日(金) 12:00 まで	参加表明の受付締切
令和6年5月20日(月)	参加資格審査結果通知書の送付
令和6年5月22日(水) ～令和6年5月24日(金)	現地確認
令和6年6月7日(金) 12時00分まで	提案書・プレゼンテーション資料受付締切
令和6年6月13日(木)【予定】	提案審査(プレゼンテーション)
令和6年6月14日(金)【予定】	優先交渉者の決定
令和6年6月中旬【予定】	設計委託業務 契約締結
令和6年8月下旬【予定】	改修工事 契約締結 ※実施設計成果を確認し、設計内容や工期、コストなどについて双方合意した場合は、工事請負契約を締結する。

4. 応募手続き等

(1) 募集要項等に関する質問の受付および回答

募集要項、要求水準書等に記載された内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

①受付締切

令和6年5月10日(金) 12時00分必着

②提出方法

「質問書」(様式集 1-1-1、1-1-2) をホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。なお、メールタイトルには「募集要項等に関する質問(事業者名)」と明記すること。質問書のファイル形式は「Microsoft Word」とする。

提出は、VIII-1 に示すメールアドレスに行うこと。また、送付後、提出先へ必ず電話にて受信の確認を行うこと。

③質問に対する回答方法

募集要項等に関する質問に対する回答は、令和6年5月15日(水) に恵庭市ホームページに公開する。

(2) 参加表明書等の受付

参加を希望する事業者は、参加表明書および参加資格確認申請書を提出し、本事業の募集に参加する意思があることを表明するとともに、募集要項の参加資格を満たす

ことを証明するための書類を提出すること。なお、提出する書類の詳細は様式集を参照すること。

①受付締切

令和6年5月17日（金）12時00分必着

ただし、平日の9時00分から17時00分（12時15分から13時00分を除く）とし、受付締切日は12時00分までとする。

②提出方法

持参により提出すること。提出書類は様式順にA4版のフラットファイルに綴じ、ファイル背表紙に「恵庭市中島公園管理棟改修事業（設計・施工一括発注方式）に係る参加表明および参加資格確認申請に関する提出書類」と記載すること。また、ファイルの表紙に事業者名を記載すること。提出部数は様式集に示す。提出はⅧ-1に示す場所に行くこと。ただし、提出の前に提出日時を電話にて連絡すること。

（3）現地確認の開催

参加を表明した事業者を対象に、対象施設の現地確認期間を設ける。

現地確認の留意事項等の詳細は「現地確認申込書」（様式集 様式 1-2）の留意事項を確認のこと。

①実施期間

令和6年5月22日（水）から令和6年5月24日（金）まで

各日9時00分から17時00分（12時15分から13時00分を除く）

②参加申込方法

現地確認を希望する事業者は、「現地確認申込書」（様式集 様式 1-2）に必要な事項を記載の上、令和6年5月21日（火）12時00分までに、電子メール（ファイル添付）にて申込みをすること。メールタイトルには「現地確認に関する申込（事業者名）」と明記すること。

提出は、Ⅷ-1に示すメールアドレスに行くこと。また、送付後、提出先へ必ず電話にて受信の確認を行うこと。なお、参加表明および参加資格確認申請書類と併せて持参しても構わない。

③その他

現地確認時に参考図書は配付しない。要求水準書 I-7 に示す提供資料を持参すること。

(4) 提案書の受付

事業者は、本事業に関する事業計画の内容を記載した事業実施に関する提案書およびその他関連書類等（以下「提案書」という。）を発注者に提出すること。なお、II-6に示す「提案上限額」並びにII-7に示す「事業期間等」を超過している提案書は、いかなる理由があろうと受付しないものとする。

提案書等の作成方法については、様式集に従うこと。

また、事業者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うこと。

①受付締切

令和6年6月7日（金）12時00分必着

ただし、平日9時00分から17時00分（12時15分から13時00分を除く）とする。

②提出方法

持参により提出すること。なお、表には「恵庭市中島公園管理棟改修事業（設計・施工一括発注方式）に係る提案書類在中」と記載すること。提出部数は様式集に示す。提出はVIII-1に示す場所に行くこと。ただし、提出の前に提出日時を電話にて連絡すること。

IV 優先交渉者選定

1. 審査委員会の設置

発注者は、本事業における優先交渉者の選定において、公正性および透明性を確保することを目的に、恵庭市中島公園管理棟改修事業（設計・施工一括発注方式）プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

なお、審査委員会委員に接触を試みた者は、参加資格を失う。

2. 優先交渉者の選定方法

本事業の優先交渉者の選定審査は、「資格審査」と「提案審査」との二段階に分けて実施する。

(1) 資格審査

資格審査は、参加表明書や参加資格確認申請書等にて資格の確認を行う。資格審査結果を令和6年5月20日（月）に資格審査書類を提出した事業者に通知する。

なお、審査の結果、参加資格がないと認められた事業者は、通知を受けた日から7日以内に、発注者に対してその理由について書面により説明を求めることができるものとする。発注者は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(2) 提案審査

提案審査は、資格審査を通過した事業者から提出された提案書について、別紙1「優先交渉者決定基準」に従い、次の日程で、プレゼンテーションおよびヒアリングを実施し、定性的評価を行い、本事業の実施に係る提案書の提案内容による技術評価点の得点が最も高い事業者を優先交渉者として選定する。

なお、提案価格は提案上限額を超過していないかを確認するもので、評価の対象とはしない。

①実施予定日

令和6年6月13日(木)【予定】

②定量的評価

提案価格により評価する。

③定性的評価

事業者が提出した提案書等に基づき、事業理念、事業実施体制、各業務に係る事業計画等の項目についての提案内容を勘案して評価する。

(3) プレゼンテーション、ヒアリング

①場所

恵庭市役所 第二庁舎 2階 大会議室【予定】

※ 場所、時間等の詳細は、参加資格審査結果の通知と併せて示すものとする。

②準備するもの

プレゼンテーション審査にパソコン等の電子機器を使用する際は、審査対象の事業者が準備すること。ただし、それらを使用するための準備に要する時間はプレゼンテーション審査開始前5分程度とする。

なお、スクリーン・プロジェクターは事務局にて準備する。

③プレゼンテーションおよびヒアリングの時間

提案書のプレゼンテーションは20分以内、ヒアリング20分程度で行うものとする。

④出席者

事業者の出席者は、5名以内とする。

なお、事業の詳細を的確に説明できる設計者が出席し、プレゼンテーションを行うことが望ましい。

出席者リスト（任意様式）を提案審査の前日までに事務局へメールまたはFAXで提出すること。また、送付後、提出先へ必ず電話にて受信の確認を行うこと。

3. 優先交渉者の決定・公表

事業者から提出された提案書を審査委員会が審査し、優先交渉者を選定する。併せて次点も選定する。発注者は、審査委員会審査結果を踏まえて、優先交渉者を決定し、決定された優先交渉者を選定事業者として、随意契約により提案価格に基づいて設計委託業務の契約を締結する予定である。

なお、提案審査に進んだ者が1者であった場合には、審査員全員の評価点数の平均が60%以上であれば、当該提案者を優先交渉者として選定するものとする。

優先交渉者決定後、速やかに当該事業者に対して決定された旨を通知するとともに、採用されなかった事業者にもその旨を通知する。また、審査の結果は市ホームページに掲載し、公表する。なお、選考の理由、結果に対する問い合わせ、異議等については一切応じない。

V 契約等手続き

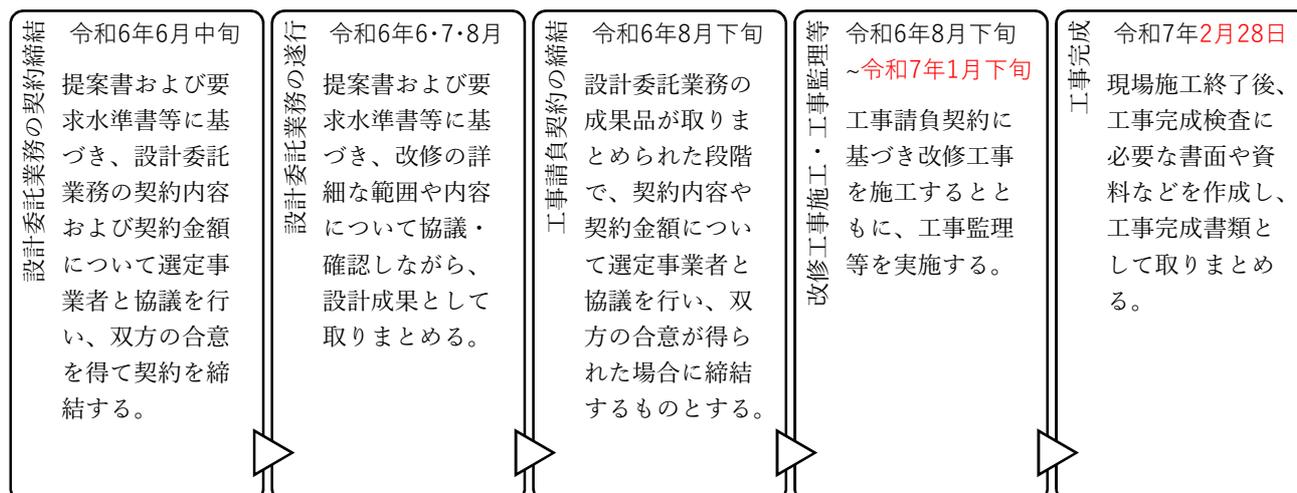
1. 契約の流れ

発注者は、選定事業者決定後、速やかに提案書および要求水準書等に基づき、設計委託業務の契約内容および契約金額について選定事業者と協議を行い、令和6年6月中旬までに合意を得て設計委託業務の契約を締結するものとする。

ただし、その者と契約が成立しない場合は、次点になった事業者と交渉を行い、契約を締結する。また、選定事業者が、優先交渉者決定日から事業契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、本事業の契約を締結しない場合がある。

なお、改修工事の工事請負契約の締結については、設計委託業務の成果品が取りまとめられた段階で、契約内容や契約金額について選定事業者と協議を行い、双方の合意が得られた場合に締結するものとする。

図：事業の流れ



2. 契約内容

本事業の契約は、提案書に基づき締結するものであり、選定事業者が遂行すべき設計業務、改修工事、工事監理業務等に関する業務内容や支払方法等を定める。

3. 契約金額

設計委託業務は、選定事業者が提出した提案書に記載の設計業務に費用を契約金額とする。

また、改修工事および工事監理業務等は、設計委託業務の成果品の内容を精査し、提案した改修工事費用および工事管理業務費用を目安として、双方協議の上、契約金額を決定する。

4. 契約の保証

恵庭市契約事務規則（平成9年規則第10号）に基づき取り扱うこととする。

5. 支払条件

恵庭市契約事務規則（平成9年規則第10号）に基づき取り扱うこととする。

VI 提示条件

1. 発注者と選定事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高い事業を目指すものである。選定事業者が担当する業務については、原則

として選定事業者が責任を負うものとし、発注者が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、発注者が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

発注者と選定事業者の責任分担は、募集要項等を踏まえた選定事業者による提案書等によることとする。

VII 事業実施に関する事項

1. 発注者による本事業の実施状況の確認

発注者は、事業の実施状況について、設計時、施工時、完了時に選定事業者が定められた業務を確実に履行し、要求水準書および提案書に基づく業務水準を達成しているか否かを確認する。

また、選定事業者は、発注者が求める場合、必要に応じて報告書を提出するものとする。選定事業者は、事業の進捗状況について定期的に報告書を提出すること。また、V-1で合意した内容について、変更が生じた場合、直ちに理由書を作成し、発注者へ報告を行うこと。なお、無断で変更した事項については、契約金額の変更対象外とする。

2. 事業期間中の発注者・受注者の連絡調整

本事業は、選定事業者の責において遂行される。また、発注者は前項のとおり、事業実施状況について、確認を行う。発注者は、選定事業者に対して連絡等を行うものとする。

3. 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受注者の責めに帰すべき事由の場合

①受注者の業務内容が要求水準書および提案書に基づく業務水準を満たしていない場合、受注者の責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、発注者は、受注者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができるものとする。この場合において、受注者が当該期間内に改善または修復をすることができなかつたときは、発注者は、本事業の契約を解除することができるものとする。

②前記①の規定により、発注者が本事業の契約を解除した場合は、発注者は、契約に基づき受注者に対して違約金等の支払を求めることができるものとする。

(2) 発注者の責めに帰すべき事由の場合

- ①発注者の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、受注者は、本事業の契約を解除することができるものとする。
- ②前記①の規定により、選定事業者が本事業の契約を解除した場合は、受注者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- ①不可抗力、その他発注者または選定事業者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合は、発注者と選定事業者は、本事業の継続の可否について、協議を行う。
- ②一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、発注者および受注者は、本事業の契約を解除することができるものとする。
- ③前記②の規定により本事業の契約が解除される場合、受注者は、生じる損害について、賠償を求めることができるものとする。

VIII その他

1. 事務局等

担当部署：恵庭市建設部公園緑地課

所在地：〒061-1444 恵庭市京町 85 番地 2

電話：0123-33-3131（内線 2421） F A X：0123-33-3137

e - m a i l：kouenryokuchi@city.eniwa.hokkaido.jp

2. 本事業対象施設

恵庭市中島公園管理棟（恵庭市中島市 3 丁目 1）

別紙1 優先交渉者決定基準

1. 本基準の位置づけ

恵庭市中島公園管理棟改修事業（設計・施工一括発注方式）優先交渉者決定基準（以下「優先交渉者決定基準」という。）は、恵庭市（以下「発注者」という。）が、恵庭市中島公園管理棟改修事業（設計・施工一括発注方式）（以下「本事業」という。）を実施する事業者の募集および選定を行うにあたって、本事業の募集に参加する事業者の中から、最も優れた提案を行った事業者（以下「（以下「優先交渉者」という。）を選定するための方法および評価項目等を示し、事業者の提案に具体的な指針を与えるものであり、事業者へ公表する公募型プロポーザル募集要項と一体のものとする。

2. 優先交渉者選定の概要

（1）審査方法

優先交渉者の選定については、競争性、公平性および透明性の確保に配慮したうえで、事業者の提案を幅広く取り入れる観点から、「募集要項」、「要求水準書」に基づき、本事業に係る提案内容を審査し、総合的に評価を行う。

（2）優先交渉者選定の体制

審査にあたっては、恵庭市中島公園管理棟改修事業（設計・施工一括発注方式）公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、選定基準に関する審議および参加する事業者から提出された本事業実施に関する提案書およびその他関連書類等（以下「提案書等」という）の審査を行い、優先交渉者を選定する。

なお、審査委員会の審査内容は非公開とする。

3. 優先交渉者選定方法

（1）選定方法

優先交渉者の選定は、二段階の審査により実施し、資格審査としての選定は、事業者の参加資格要件を確認する審査を事務局が行い、提案審査として提案価格の確認、書類の不備および未記入の確認（基礎審査）、要求水準以上の提案審査（加点審査）を審査委員会が行う。

なお、提案審査に資格審査の結果は影響しない。

(2) 資格審査

資格審査は事業者から提出された参加資格確認申請書に基づき、公募型プロポーザル募集要項に定める参加資格要件について審査を行う。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

(3) 提案審査

事業者から提出された提案書等の審査を行う。審査にあたり、事業者によるプレゼンテーション、審査委員会による応募事業者へのヒアリングを実施する。

なお、事業者から提出された提案書等に疑義がある場合は、事業者に内容の確認および追加資料の提出や個別ヒアリングを求める場合がある。

また、事業者への確認結果およびヒアリングにおける回答内容等については、提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力があるものとして取扱う。

①基礎審査

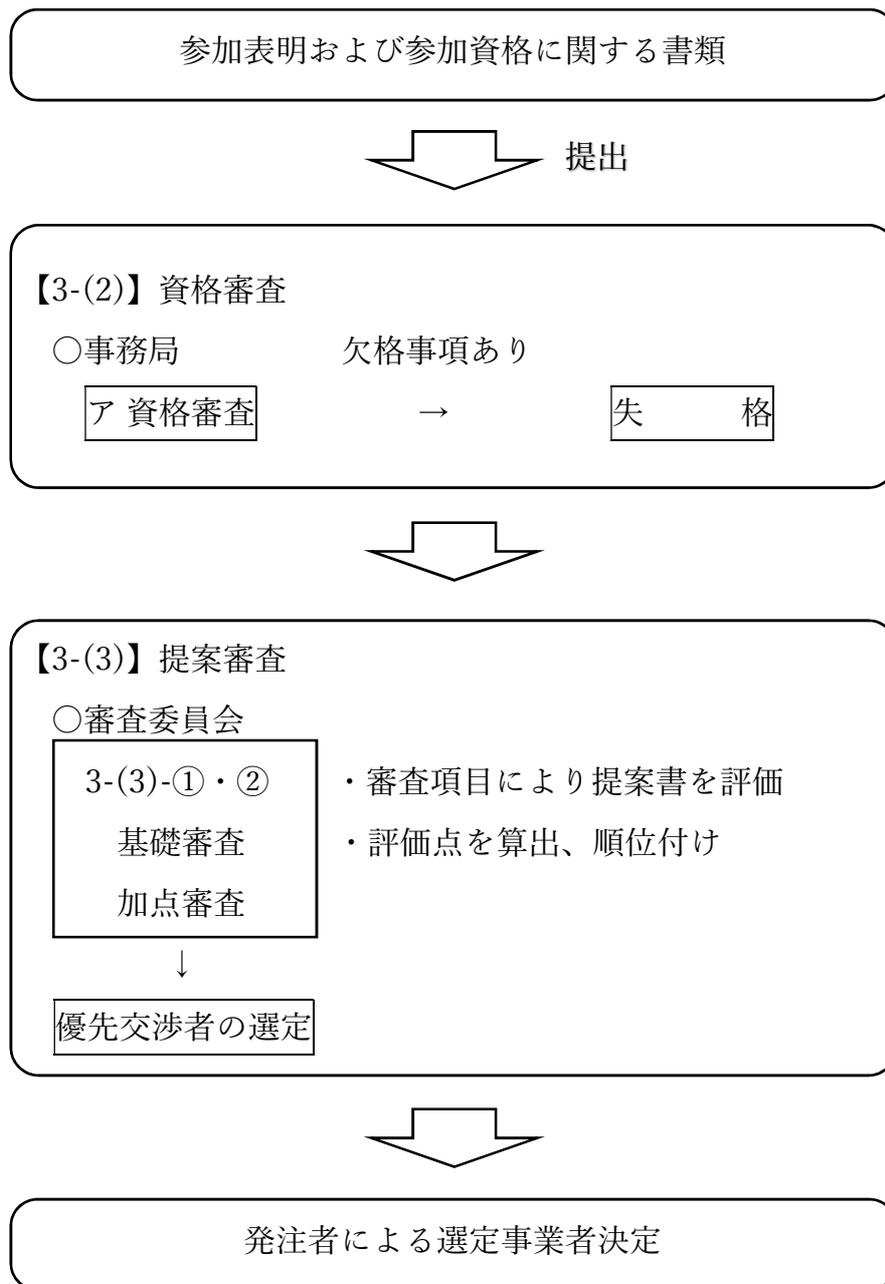
事業者から提出された提案書類を確認し、様式集に記載した必要書類を満たしていることを確認する。提案書等に不備や未記入の書類がある場合は、失格とする。

②加点審査

配点は、【表1 評価項目および配点等】に示す評価項目、配点および評価に従い、事業者の提案内容について加点評価し得点化する。得点化に際しては【表2 各評価項目の得点化基準】により提案内容を6段階で評価し、得点を付与する。

なお、算出の際は、審査項目別に小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを求める。

【図1 審査の流れ】



【表 1 評価項目および配点等】

No.	評価項目	配点
本事業の実施に関する項目		計 80 点
1	事業計画の妥当性	20 点
2	事業実施体制の妥当性	10 点
3	リスクへの対応および事業履行の確保	10 点
4	整備に向けた安全確保の妥当性	10 点
5	提案価格の妥当性	20 点
6	事業実施における地域への貢献	10 点
整備に関する項目		計 20 点
7	設計、施工および工事監理業務の実施体制	10 点
8	スケジュールの妥当性	10 点
合計		100 点

《本事業の実施に関する項目：80 点》

No.	中項目	配点	小項目	評価視点	主な様式
1	事業計画の妥当性	20	○事業実施の基本方針	○施設の長寿命化やバリアフリー化、多機能化など、発注者の意図を踏まえた基本方針が提案されているか ○要求水準書に則り、改修が必要な項目が網羅されており、具体的な提案か ○施設利用者にとって魅力的で快適な環境を実現する提案か ○ゼロカーボンシティの実現に資する具体的な提案か	様式 6-2
2	事業実施体制の妥当性	10	○事業実施体制および発注者との連絡調整の工夫	○業務実施体制が妥当かつ明確であるか ○発注者との効率的な連絡・調整体制が明示されているか	様式 6-2

3	リスクへの対応および事業履行の確保	10	○本事業におけるリスクの想定およびその対応策の妥当性	○本事業の想定リスクの把握・抽出・分析が適切であるか ○リスク対応策は適切か ○事業者間でのリスク分担の妥当性	様式 6-2
			○確実に事業を履行できる体制や仕組への工夫	○リスク管理体制の有効性は高いか ○労務者は確保されているか ○緊急時の対応方針、体制などは実効的であるか	様式 5-2 様式 6-2
4	整備に向けた安全確保の妥当性	10	○施設の安全確保への配慮・工夫	○施工に伴う周辺地域における安全確保が具体的かつ実効的か ○公共施設であることに対する認識と理解を持ち、特に配慮された提案がなされているか	様式 6-3
5	提案価格の妥当性	20	○提案価格の妥当性	最低提案価格 ÷ 提案価格 × 配点 ※ただし、提案事業者が1者のみの場合は、12点 + {(提案上限額 - 提案価格) ÷ 提案上限額} × 8点で算定する。	様式 4-2
6	事業実施における地域貢献	10	○地域経済に対する貢献への取組	○恵庭市内事業者の活用等、地域経済への貢献に効果的な取組が計画されているか	様式 6-3
			○事業実施における恵庭市内事業者の活用方策	○施工予定事業者における恵庭市内事業者の占める割合がどのようになっているか ○恵庭市内事業者の役割や業務内容が地域経済活性化に配慮されたものとなっているか ○恵庭市内事業者の育成に配慮した業務内容、体制となっているか	様式 6-3

《整備に関する項目：20点》

No.	中項目	配点	小項目	評価視点	主な様式
7	設計、施工および工事監理業務における実施体制	10	○設計、施工および工事監理業務における実施体制	○設計、施工および工事監理業務を実施するにあたって、発注者の意図を十分理解したものとなっているか ○工期、安全等の確実な確保、責任所在、統一的な品質管理を実現する基本的な考え方が明確かつ妥当であるか ○効果的な設計、施工および工事監理業務が遂行される実施体制、役割分担が明示されているか	様式 7-2
8	スケジュールの妥当性	10	○スケジュールの妥当性	○設計、施工や各種調整、検査等に要する時間や段取りを考慮し、妥当なスケジュールとなっているか ○スケジュールどおりに事業を遂行するため、具体的な工程が想定され、実行できる体制が整っているか	様式 7-2

【表 2 各評価項目の得点化基準】

評価	評価基準	点数化の方法
A	提案内容が要求水準より極めて優れている	配点×1.0
B	提案内容が要求水準より優れている	配点×0.8
C	提案内容が要求水準に達している	配点×0.6
D	提案内容が要求水準よりやや劣る	配点×0.4
E	提案内容が要求水準より劣る	配点×0.2
F	未記入	配点×0.0

(4) 全体評価

審査委員会は、「3-(3)-② 加点審査」で算出した点数を評価点(満点は100点)とする。

優先交渉者選定審査委員会は、最も評価点の高い者を優先交渉者として選定する。

なお、最も評価点が高い者が2者以上あるときは、「3-(3)-② 加点審査」に定める本事業の実施に関する項目：80点≫の点数が高い者を優先交渉者として選定する。

また、優先交渉者の次に点数が高い者を次点とする。

提案審査に進んだ者が1者であった場合には、委員全員の評価点数の合計の平均が60%以上であれば、当該提案者を優先交渉者として選定するものとする。